

## 平成29年度事業報告書

### 【総括】

本会では、全体として、29年度においても、政府のいわゆる骨太の方針において示されていた「相続登記の促進」が図られるような事業執行をしてきました。

相続登記を行うことが、社会問題化している「空き家・所有者不明土地問題」等の解決にも繋がる一助になるからですが、もともと相続登記は、我々の本業であり従来もある程度の成果は上げていましたので、それ以上に促進していくということは、簡単ではなく本会においても一つの課題でありました。

そこで、まず受任を増やす必要から、相続登記の重要性に関し、市民への周知を図るために、相談の充実、それに伴う広報活動に力を注いできました。

相談では、相続登記はお済みですか月間を始め、司法書士の日を利用した特別相談会、税理士との合同相談会や山間部での特別相談会等、相続という身近な問題に対して市民の声を聴く機会を充実させると共に、制度広報や相続登記に関するリーフレット等も、市民周知には一定の効果があったのではないかと思います。

更に、29年度は、5月29日から「法定相続情報証明制度」が新たに施行されたことを受け、制度についてのリーフレットを作成し、当日の長野駅前における啓発活動を始め、関係機関等との連携を図りながら広報活動にも努めてきました。

特に、長野地方法務局とは、この制度に関する協議を何度も行うと共に、地図整備事業の説明会の機会を利用させていただき、市民に対して、相続登記に関する説明会も併せて行うことができました。

また、この制度の活用を図るには、金融機関や保険会社等にも理解を得る必要から、制度専用のポスターも作成し、県内の金融機関や保険会社等に制度説明と併せてリーフレットの配付及びポスターの掲示の依頼等も行いました。

一方、空家等対策事業そのものに関しては、本会の役員または支部長が建設事務所単位の地域連絡会の担当者として、連絡会議へ出席し情報収集を図りました。

なお、県内の市町村の司法書士による協議会委員に就任する等、本会が当初考えていた方向性に大分近づいてきたことは大きな成果でありました。

更に、県における専門家派遣事業におきましても、7市町村において、司法書士を派遣して頂きました。

その他、司法書士業務を推進していくうえで、関係機関や場合によっては他士業等とも連携を取った活動が求められると考えていますので、総会等も含め交流できる機会には積極的に出席し情報交換等を行ってきました。今後更に交流を密にしながら業務推進へと繋げていきたいと考えています。

しかし、裁判業務に関しては、ゼミナールや助成制度等により業務推進を図ってきましたが、残念ながらまだまだその成果が現れているとは言えませんので、引き続き、ゼミナールの活動を中心に受託体制を確立していきたいと思えます。

さて、本会の内部においては、昨年会員に対する通知を書面の送付から電磁的方法による通知に切り替えましたが、まだ書面送付を希望する会員が相当数いますので、理解を得ながら改善していかなければならないと考えています。

このことは書面送付が有料化になっていないということもあると思いますが、昨今の電子化社会への流れからしましても、今後我々が専門家として業務遂行に支障がないように体制を整えていくことの協力を働きかけていきたいと思っています。

次に、本会会員には、総会や研修会時の挨拶の機会を利用し、適正な執務を行うよう働きかけると共に資質の向上を図るために研修の充実も図ってきましたが、本会へ寄せられる会員に対する苦情というものは減っていないというのが現状です。

これまで本会においては、大きな問題も起きていなかったということもありますが、今後改めて初心に返り基本的な執務指導をしていくことが必要であると考えています。

最後に、本会の組織及び執行体制についてですが、29年度では、総務部に事務局担当の理事を新たに増員し、事務局と本会との橋渡しの役割を所管し、経理事務や本会の事業執行予定及び予算執行状況を確認し、役員に周知させる役割の部署としてきました。役割が不明確であったということは否めませんが、新たな役職であったことから、まず事務局の業務内容を知るという意味ではやむを得なかった面もあると思っています。しかし、この点、本会の立場を判断できる地位でなければならない面も多いことが判明しましたので、現副会長がその立場になっていくことを今後考えていきたいと思っています。

また、副会長には、主となる担当は決めましたが、部間の連携がスムーズにいくように複数の部を所管してもらいましたし、業務部では、理事を、登記と裁判担当に絞り、従来の社会問題対策事業については、業務という視点ではなく捉えるために所管を相談事業部に移して担当理事を置く等、従来の組織を若干変更して事業執行をしてきました。

そのうえで、広報委員会を広報部として独立させるか、社会問題対策事業を社会事業部（仮称）等の独立の部にするかどうかとも検討しましたが、いずれも従来のままであれば、当面このままだも良いという結論に達しました。

ただ、29年度では、6特別会計のうち、4特別会計を廃止しましたが、このことは今後事業執行していくうえで、予算全体を把握して、肥大化する事業を如何にスリム化して効率的な運営を図るかという課題に向けた第一歩でもありますし、そのためには、どうしても組織改革をしていく必要があります。

30年度は、役員の変更期ではありませんので、大幅な組織改革は行いませんが、31年度に向けて、柔軟で時機にあった執行体制が組織できるように、現行会則の4人という常任理事の体制を撤廃することにしました。

以上29年度を総括すると共に、以下の重点事業を中心に事業執行してきましたので、次の重点事業につきましても、総括と重複する項目もありますが、簡単に報告します。

## 《重点事業》

### 1 相続登記の促進

従来からの長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会との三者連携により、本会ではPTを中心に、次項の法定相続情報証明制度の広報も含めて、「未来につながる相続登記」ということを市町村及び市民に対して広報してきました。

なお、相談会等については、相談事業部の事業報告を参照ください。

### 2 法定相続情報証明制度への対応

市民に周知してもらうために、長野駅前街頭におけるリーフレット（ティッシュ付）の配布の他、相続が開始した場合、まず、預貯金の解約や保険の手続等がなされるという現実から、金融機関及び保険会社へ、リーフレットやポスターを使って広報を行いました。特に、金融機関については、長野、松本において、制度施行前に、法務局と連携し、説明会の開催を行いました。

また、会員については、制度に関するQ&Aの通知やリーフレットの配付、研修会を開催する等しながら周知に努めてきました。

なお、詳細は、業務部の事業報告を参照ください。

### 3 空家等対策事業への協力

29年度においても、北信・長野・上小・佐久・大北・松本・木曾・諏訪・上伊那・南信州の10地域連絡会の担当者を、本会役員または支部長とし、年2回程度の連絡会議に出席してもらい、情報収集を図りました。

県の協議会は開催されませんでしたでしたが、知事が認めた場合の専門家派遣事業においては、小諸市、木島平村、長野市、飯島町、中川村、飯田市、大町市の7市町村において、司法書士の派遣がなされました。

また、県内の市町村の司法書士による協議会委員に約23人が就任しました。

更に、県内の市町村においても、空家対策計画が進んできたことから、本会では、3月12日に県内で初めて小諸市と「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、佐久支部長と共に調印式に臨みました。

今後こうした協定の締結を望む市町村が予想されますので、公嘱協会とも連携を図りながら対応をしていきたいと思えます。

### 4 商業及び法人登記の推進並びに関係機関との連携

商業及び法人の登記の推進を図るには、従来のように登記の申請だけの受任を待っているような姿勢ではなく、会社・法人の経営においても、我々の知識等を最大限に活かさせていただければ役に立つということを積極的にアピールする必要があると考え、セミナーを利用して、関係機関に周知しました。

まだまだ専門家として要請に応えられる会員が少ないことから、法人登記研究グループを設置して対応していますが、今後は更に専門家養成に力を入れていく必要があると考えています。

なお、詳細は、業務部の事業報告を参照ください。

### 5 裁判業務（簡裁代理業務含む）の推進

裁判業務の受託推進を図るために、ゼミナールを開催し、具体的な事件を学ぶ

ことにより、より身近な業務として取り組めるよう行ってきました。

また、少額事件・家事事件助成制度の利用を促し、その推進を図ってきました。

それでもなお実績が伸びていないことから、受託体制を検討し、受任を目的とした「本人支援・少額裁判支援センター」を設置することを決定し、30年度に向けてその活用が図られるよう運営していきたいと思っております。

なお、詳細は、業務部の事業報告を参照ください。

## 6 公益活動の推進

本会の公益的活動に関する規程では、会員は、1年間に公益活動の一つ以上行うよう努めなければならないと定めており、毎年その報告もしてもらっていますが、本会や支部で行っている相談会等が数多くあるため、ほとんどの会員がクリアしていますが、社会ニーズに応え、公益的活動をすべき公共的責務を負っているという自覚を改めて促すことが今後ますます必要であると考えます。

## 7 関係機関との災害時における相談業務体制の確立

長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会との三者間における災害時における相談業務体制については、改めて三者間において、平成29年2月に締結した協定内容を確認のうえ期間を延長すると共に今後事務担当レベルで調整することも確認しました。

士業間連絡会は、八士業になったことから、29年度は動きはありませんでしたが、30年度においては、研修会の開催を行いたいと考えています。

## 8 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実

12単位の取得義務化については、支部研修が充実してきたことから、支部研修において単位を取得できるという状態も定着しつつありますが、今後本会の集合研修をどのようにして開催していくかという課題も残されています。

また、倫理研修の実施に向けて、研究グループによる活動等も行ってきましたが、今後支部研修においてもできるようにしていかなければならないと考えています。

更に、今後単位未達成者には、研修規則上の会長指導も行っていきます。

なお、詳細は、研修部の事業報告を参照ください。

## 9 本会及び事務局の組織並びに執行体制の基盤整備

29年度の組織としては、社会問題対策委員会を業務と切り離し、相談事業部の所管にしました。また、調停センターを本会役員と兼務させず、独立的組織として活発な動きができる体制を試みました。更に、災害対策室を常設での設置とし、士業連絡会等の連絡調整にも活用できるようにしました。

新執行体制では、部を基準とした単純な縦割りにしないで、他の部との連絡調整が図りやすい連携体制の構築に努めました。

また、相続登記促進・空き家対策P Tを設置し、「空き家・所有者不明土地問題」に関して幅広く対応をしてきました。

更に、事務局担当理事を新設し、将来、事務局との役割分担がしっかりとできるように繋げていきたいと考えています。